

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、長岡都市計画の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成29年12月1日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 中止となる公聴会の日時
平成29年12月9日（土） 午後1時30分から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
長岡市千秋4丁目197番地
長岡造形大学 円形講義室